民生常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第 150 号　令和２年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘　　要
第１条の歳出中		
２款　総務費	１項　総務管理費	３目24節社会福祉基金積立金、防災対策基金積立金、こども未来基金積立金、５目、９目、13目
	３項　戸籍住民基本台帳費	
	７項　諸費	
７款　商工費	１項　商工費	７目
９款　消防費	全部	
３款　民生費	全部	
４款　衛生費	１項　保健衛生費	11目、13目を除く
第３条　債務負担行為の補正		福祉公民館・福祉体育館指定管理料、予防接種管理システム更新等業務委託料、八戸市総合保健センター外構工事監理等業務委託料、八戸市総合保健センター外構工事費

議案第 170 号　指定管理者の指定について
（福祉公民館及び福祉体育館）
議案第 163 号　令和２年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算
議案第 161 号　令和２年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計補正予算
議案第 152 号　令和２年度八戸市立市民病院事業会計補正予算
議案第 160 号　令和２年度八戸市介護保険特別会計補正予算
議案第 154 号　令和２年度八戸市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 162 号　令和２年度八戸市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第 167 号　八戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 159 号　令和２年度八戸市霊園特別会計補正予算

● 請願審査

令和２年請願第２号　日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出を求める請願

［民生協議会］
○　所管事項の報告について
・　大規模災害時における緊急避難場所等に関する協定の締結について

民生常任委員会資料
令和２年１２月１０日
市民防災部国保年金課

議案第 167 号

八戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

１　改正の理由

地方税法の一部改正に準じ、保険料に係る延滞金の割合の特例について所要の改正をするためのものである。

２　改正の概要

・延滞金の基準となる割合の名称変更
（現　行）特例基準割合
（改正後）延滞金特例基準割合
・特例基準割合計算の前提となる割合の規定の整理
（現　行）租税特別措置法第９３条第２項の規定により告示された割合
（改正後）租税特別措置法第９３条第２項に規定する平均貸付割合

※特例基準割合とは、租税特別措置法第９３条第２項の規定により告示された割合に年１％を加えた割合

３　施行期日

令和３年１月１日

○民生常任委員会付託

番　　号	令和２年請願第２号	受理年月日	令和２年11月20日
件　　名	日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出を求める請願		
提 出 者	八戸市小中野２丁目９－14 青森県原爆被害者の会 会長　　藤田　和矩		
紹介議員	吉田　淳一、伊藤　圓子		

要　　旨

１　請願の理由

国連創立75周年の10月24日、核兵器禁止条約は、発効に必要な50の批准国に達しました。条約は90日後の2021年１月22日に発効し、核兵器は開発、実験、製造、貯蔵、使用、威嚇など全ての活動が国際法によって違法とされます。これは、原水爆の禁止を訴え続けた被爆者をはじめ内外の広範な市民社会の運動と圧倒的多数の政府の粘り強い努力と共同が実を結んだものです。

一方で、世界にはなお１万発を大きく超える核兵器が配備、貯蔵されています。核大国は、自国の核を安全の保証と主張し、禁止条約に反対していますが、多数の国は核兵器禁止条約を支持し、核保有国や核依存国でも多くの人々が核兵器の廃絶を求めています。禁止条約により、核兵器は人類の生存を危うくするものという合意がなされ、新たな段階に入ろうとしています。

日本政府は、禁止条約をアプローチが違うなどといって反対しています。しかし、核兵器がもたらすものは安全でも抑止でもなく、被爆者が地獄と呼ぶヒロシマ・ナガサキの再来であり、人類の絶滅に通じるものです。

核兵器禁止条約が発効する今、唯一の戦争被爆国として日本政府は、核兵器のない世界のために努力する先頭に立つべきです。

そのために政府に対して、核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出を請願します。

２　請願項目

政府に対して、核兵器禁止条約を早期に署名・批准すること。それまでは、オブザーバーとして締約国会合及び検討会議に参加することを求める意見書を提出してください。

民生常任委員会資料
令和2年12月10日
防災危機管理課

日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出を求める請願について

1　核兵器禁止条約の概要

(1)　条約の内容

核兵器のない世界を目指し、核兵器やその他の核爆発装置の開発、製造、保有のほか、これらの兵器の使用などを含め、ありとあらゆる核兵器関連の活動を禁じる。

(2)　条約の採択

平成29年7月7日に、国連本部の条約交渉会議において、核保有国や我が国などを除いた122カ国の賛成多数で採択された。

(3)　条約の発効

平成29年9月20日から各国の署名が始まり、50カ国以上による批准を得られた場合、90日後に発効される。

↓

令和2年10月24日に批准国が50カ国に達したため、90日後の令和3年1月22日に条約発効。

〔令和2年12月4日現在　署名国：85カ国、批准国：50カ国〕

2　我が国の動き

(1)　核兵器禁止条約について（平成29年7月11日岸田外務大臣会見記録抜粋）

『我が国の基本的な考え方は従来から申し上げているように、二つの大切な認識（核兵器の非人道性に対する正確な認識とそして厳しい安全保障環境に対する冷静な認識）に基づいて、核兵器国と非核兵器国の協力の下に、現実的・実践的な取組を積み重ねていくというものであります。今回採択された条約は、こうした我が国の「核兵器のない世界」を目指す我が国の考え方とアプローチを異にしている、このように考えています。我が国としましては、核兵器国と非核兵器国の対立が深刻化する中にあって、是非、両者の信頼関係の再構築が最大の課題であると考えています。そういった考えに基づいて現実的・実践的な取組をリードしていきたい、このように考えています。』

(2)　核軍縮の実質的な進展のための賢人会議

核保有国・非保有国双方の国々の信頼関係を再構築し、核軍縮の実質的な進展に資する提言を行うための会議で、日本人有識者と核兵器国、中道国、核兵器禁止条約推進国の外国人有識者の計17名の委員で構成される。

平成29年に広島市において第1回会合が開催され、令和元年7月22日及び23日に東京都において開催された第5回会合では、これまでの賢人会議の議論を総括する報告書を作成することとし、令和元年10月21日「議長レポート」として、若宮外務副大臣へ提出された。政府としては、提出されたレポートやこれまでの賢人会議の議論の成果を踏まえつつ、2020年NPT（核兵器不拡散条約）運用検討会議（新型コロナウイルス感染拡大を受け延期）を見据えて、関係国とも連携しながら、国際的な議論の進展に積極的に貢献していく方針としている。

なお、賢人会議における議論の成果のフォローアップ及び更なる発展を目的として、令和2年3月6日に東京都において、核兵器国・非核兵器国計9カ国の政府関係者と民間有識者による「核軍縮の実質的な進展のための1.5トラック会合」が開催され、透明性・核リスク低減及び核軍縮・不拡散教育のための具体的措置に関して議論を深め、2020年NPT運用検討会議の意義ある成果に向けて、前向きな機運を醸成してくことで認識を共有している。

(3)　核兵器廃絶決議案の国連総会本会議での採択

核兵器廃絶決議案は平成 6 年以来、我が国（共同提案含む）が毎年国連に提出し、採択されており、本年は 12 月 8 日に国連総会本会議において、核兵器廃絶決議案（核兵器のない世界に向けた共同行動の指針と未来志向の対話）が 150 カ国の賛成多数で採択されている。

この決議案は、核兵器の究極的な廃絶へのコミットメントを再確認するとともに、NPT 体制の維持・強化に向け、核軍縮において国際社会が一致して直ちに取り組むべき行動の指針と未来志向の対話の重要性を強調している。

(4)　批准国 50 カ国達成後の動き

令和 2 年 10 月 26 日加藤官房長官は定例記者会見で、「条約が目指す核廃絶というゴールは、我が国も共有しているが、安全保障上の脅威に適切に対処しながら現実的に核軍縮を前進させていくことを追求する我が国のアプローチとは異なるため、署名は行わない」と述べている。

また、条約発効後の締約国会議の日本開催案について、令和 2 年 11 月 5 日菅総理大臣は参議院予算委員会で、「締約国ではない我が国で会議を開催するのは不適切である」と否定的な見解を示し、会議へのオブザーバー参加にも慎重な姿勢を見せている。

3　八戸市議会の取組

平成 7 年 6 月 21 日に「八戸市平和都市宣言」を市議会の総意により決議
内容：恒久平和の実現とあらゆる国の核兵器の廃絶

4　八戸市の取組

・「原水爆禁止国民平和大行進」への市長メッセージの送付
・原爆死没者の慰霊並びに平和祈念の黙とう
・「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」への署名　等

民 生 協 議 会 資 料
令和２年 12 月 10 日
市民防災部防災危機管理課

大規模災害時における緊急避難場所等に関する協定の締結について

１　締結の目的

市内で大規模な地震・津波災害が発生し、又は大津波警報等が発表された際に、陸上自衛隊八戸駐屯地及び海上自衛隊八戸航空基地の敷地の一部を住民等の一時的な緊急避難場所として確保することにより、人的被害の軽減及び生活の安全確保を図ることを目的とする。

２　締結の相手方（三者協定）

陸上自衛隊八戸駐屯地司令　　松坂　仁志
海上自衛隊第２航空群司令　　降旗　琢丸

３　協定の主な内容

(1)　大津波警報が発表された場合などに、市は、自衛隊の敷地の一部を一時的な緊急避難場所として使用する必要がある場合は、自衛隊に対し協力を要請する。

(2)　自衛隊は、緊急の場合には、市の要請がなくとも定められた出入口を開放し、避難者が一時的な緊急避難場所として使用できる状態にして、市に対し連絡する。

４　締結年月日

令和２年 11 月 30 日（月）

【避難者出入口】

避難者出入口
八戸演習場　北口門
桔梗野
工業団地
三菱製紙
八戸工場
陸上自衛隊
八戸演習場
陸上自衛隊
八戸駐屯地
正門
海上自衛隊
八戸航空基地
正門
避難者出入口
八戸航空基地　東門